

働きながら介護 職場づくり支援

企業と契約「ワークサポーターケアマネ」始動

家族らの介護で仕事を辞めざるを得ない介護離職が深刻化している。5月には育児・介護休業法が改正され、来春から介護と仕事の両立支援制度の周知が事業主に義務づけられることになった。施行に先駆け、両立支援に力を入れ始めた企業が道内にある。従業員らの相談を受ける「ワークサポーターケアマネジャー」と協力し、誰もが介護しながら働ける職場づくりを目指している。

ワークサポーターケアマネジャーは、日本介護支援専門員協会（東京）が2022年に始めた認定資格。介護と仕事の両立を支援する専門職で、主任ケアマネなどの要件を満たし、研修と



構研エンジニアリングのビジネスケアラー情報交換会。ワークサポーターケアマネジャーの秋場隆章さん（中央奥）が両立支援などについて解説した

11月3日、札幌市東区

試験を経て認定される。道内には現在9人おり、同協会が把握している道内唯一の契約先が札幌市東区の建設コンサルタント会社「構研エンジニアリング」だ。「母が1人で暮らせなくなったから、仕事は続けられないのだろうか」。同社の室蘭事務所（苫小牧市）に勤務する関口明香さん（42）は昨年、近くに住む70歳の母が病気が重くなって入院し、歩行が困難になる可能性を告げられた。どこに相談したらよいか分からず、不安が募った。

今年3月、同社は介護に

介護に直面した労働者が申し出た場合に両立支援制度などの情報の個別周知、意向確認
早い段階（40歳ごろ）での情報提供
両立支援制度を利用しやすくするための研修や相談窓口設置など環境整備

事業主に義務

努力義務

テレワークを選択できるように

育児・介護休業法の改正ポイント（来年4月施行）

両立へ個別相談 社内調査も

不安を抱く従業員を対象に、情報交換会を初開催。関口さんも参加し、介護休業などの社内制度や介護保険制度の説明を受け、同じ境遇の従業員と知り合うことができた。「介護しながら働くのは職場に迷惑かと思っただけで、『働き続けてほしい』という会社のメッセージがありがたかった」と話す。

4月には同社が契約したばかりの介護事業者「ネクスト」（札幌市西区）のワークサポーターケアマネジャー秋場隆章さん（53）に相談。要支援である母が退院後に十分な介護サービスを受けられるよう、入院中の更新認定を勧められた。要介護1となったことで地域のケアマネがつき、退院した今は週2回「ライサー」に通うほか、訪問介護も手配中だ。

関口さんは週1回、有給休暇を使うなどして札幌への通院に付き添う。老いと向き合う母への接し方も秋場さんに相談できた。「本格的な介護が始まって

事と両立できるかなど、今を痛感した。支援情報を集める中で、新聞でワークサポーターケアマネジャーを知った。同じく介護が始まりつつある総務部長の菊田淳さん（53）とともに「介護は誰にでも訪れる。手厚い支援は若者にも安心してもらえるはずだ」と力を込める。

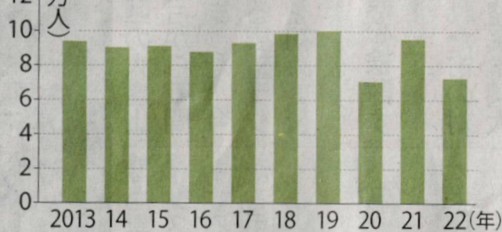
同社は従業員192人、平均年齢44・5歳。職場の中心を担う従業員の多くが介護に直面する年代となっている。4月に新たに相談窓口を設け、5月には、秋場さんらを講師にセミナーを開催。従業員の3分の1が参加し、2人が相談を希望した。今後は対応を検討するとともに、職場の理解を広げていきたい考えだ。

両立支援を推進する経理部長の菊田起さん（62）には、職場を去る先輩を見送った経験がある。自身も親の介護が目前に迫り、仕事に関する相談先がないこと

介護離職 年間7万〜10万人

介護や看護を理由とした離職者は年間7万〜10万人いる。厚生労働省の雇用動向調査「グラフ」では、2019年には過去最多の10019年には過去最多の10万2000人となった。仕事をしながら家族を介護するビジネスケアラーは、経済産業省によると2030年には318万人に達する見込みだ。

介護や看護が理由の離職者数（厚生労働省の雇用動向調査）



育児・介護休業法の改正は、両立支援制度を十分活用できない事態を重要視。研修や相談窓口設置などの環境整備に加え、介護に直面した労働者が申し出た場合に支援制度などの情報の個別周知と意向確認、40歳ごろからの情報提供を、来年4月から事業主に義務づける。テレワークは努力義務となる。（山田芳祥子）